

国民健康保険税率が改正されます

問合せ 住民課町税グループ ☎76・2130

■平成25年度国保税率表

	賦課基準	医療分		支援金分		介護分	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 ①	前年の総所得金額などから基礎控除額33万円を引いた額	7.8%	7.8%	1.6%	1.6%	1.4%	1.4%
資産割 ②	平成25年度に納付すべき土地と家屋にかかる固定資産税額	46.0%	40.0%	7.6%	7.0%	9.6%	8.0%
均等割 ③	加入者1人につき	36,000円	30,000円	7,000円	7,000円	10,000円	8,000円
平等割 ④	加入1世帯につき	32,000円	30,000円	5,200円	5,000円	6,800円	6,000円
課税限度額	①～④の合計額の限度額	510,000円	510,000円	140,000円	140,000円	120,000円	120,000円

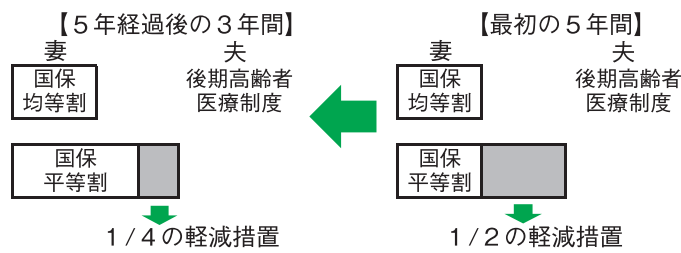
国民健康保険税（国保税）は、それぞれの収入や資産、加入世帯員数に応じてお金を出し合い、病気やケガなどの医療費に充てる税金です。

平成24年度で基金積立をしまして、平成25年度は、たことや決算による繰越金が1286万円となったことにより、今年度の税率を次表のとおり引き下げます。

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職された方は国保税

離職による軽減

■国保から後期高齢者医療への移行による軽減延長



2人世帯で1人が後期高齢者医療へ移行し、もう1人が国保に残った世帯は、医療分及び支援金分の平等割について最初の5年間2分の1減額される現行措置に加え、その後3年間延長し4分の1減額されることとなります。

国保から後期高齢者医療への移行による軽減の延長

が離職日の翌日から一定の期間、軽減されます。

対象者
次の①～③のすべてに該当する方

- ① 離職日が平成24年3月31日以降
- ② 離職日に65歳未満
- ③ 雇用保険受給資格者証の離職

理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれか

※季節的に雇用されている方、定年退職者、自己都合の退職者は対象外です。

軽減の内容

国保税を算定するにあたり、対象者の前年の給与所得を100分の30とみなします。

※給与所得以外の所得や対象者以外の被保険者の所得は、軽減の対象外です。

適用期間

軽減の適用期間は、離職の翌日から翌年度末までです。

申請に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
- 印鑑

申請・問合せ 住民課町税グループ ☎76・2130

空知中部広域連合からのお知らせ

65歳以上の皆さんにお知らせです

8月上旬に平成25年度介護保険料決定のお知らせをお送りします

問合せ 空知中部広域連合事務局介護保険係 ☎66・2152

段階	対象者	算定基準	年間保険料額
第1段階	・高齢福祉年金の受給者で、世帯の全員が住民税非課税の方 ・生活保護の受給者	基準額×0.5	27,540円
第2段階	・本人と世帯の全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.5	27,540円
第3段階	・本人と世帯の全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	基準額×0.625	34,425円
第4段階	・本人と世帯の全員が住民税非課税で、第2段階・第3段階以外の方	基準額×0.75	41,310円
第5段階	・本人が住民税非課税（世帯の中に課税されている方がいる）で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.83	45,716円
第6段階	・本人が住民税非課税（世帯の中に課税されている方がいる）で、第5段階以外の方	基準額	55,080円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.16	63,892円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	基準額×1.25	68,850円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円未満の方	基準額×1.5	82,620円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.75	96,390円

介護保険は、国や道、市町村が負担する公費と、皆さんが納める介護保険料を財源として運営しています。介護保険料の額は、皆さんが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせるように、

介護保険サービスがどれくらい必要になるのかを見込んで、決定しています。保険料基準額は昨年と同額の5万5080円（月額4590円）であり、所得段階別に左表のとおりとなります。

所得の申告をお忘れなく

空知中部広域連合では介護保険法に基づき、構成市町村から皆さんの所得情報を得ています。

所得が未申告だと正しい介護保険料の算定ができませんので、未申告の方は所得の申告をお願いします。

保険料の上昇抑制策

高齢者人口や介護サービス利用者数が年々増加しているため、計算上は介護保険料基準額を5万9136円（月額4928円）にしなければ、収支のバランスを取ることができません。

皆さんの保険料負担を少しでも軽減するために、介護保険事業基金（貯金）を取り崩すなどにより、保険料基準額を5万5080円（月額4590円）に抑えています。

介護保険料が未納だと…

介護保険料の納め忘れがあると、介護サービスを受けようとするときに制限を受けてしまいます。制限を受けないように、必ず納期限内に納めてください。

介護職員初任者研修通信講座（旧ホームヘルパー2級課程養成研修）

日程 9月4日(水)～12月18日(水)のうち16日間

場所 広域介護予防支援センター（奈井江町）

定員 30人

申込方法 受講申込書（ゆめりあで配布）を郵送かFA

X送信してください。

募集期間 7月16日(火)～8月23日(金)

受講料 6万円

申込・問合せ 空知中部広域連合事務局総務企画係

☎66・2152